

4月2日は「世界自閉症啓発デー」 4月2日から4月8日は「発達障害啓発週間」です

発達障害は、生まれつき脳の発達が通常と違うために、幼児のうちから症状が現れ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。成長するにつれ、自分自身のもつ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることもあるかもしれません。

発達障害の特性を本人や家族・周囲の人がよく理解し、その人にあったやり方で、日常的な暮らしや学校・職場での過ごし方を工夫できれば、持っている本来の力がしっかり生かされるようになります。

この機会に、発達障害について理解を深めましょう。

発達障害とは
生まれつきの特性で
「病気」とは異なります

発達障害はいくつかのタイプに分類されており、「自閉症」、「アスペルガー症候群」、「注意欠如・多動性障害(ADHD)」、「学習障害」、「チック障害」などが含まれます。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点で共通しています。同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人同士でもまったく似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が、発達障害の特徴といえるかもしれません。

自閉症スペクトラム障害、アスペルガー症候群(ASD)

社会的なコミュニケーションやほかの人とのやりとりがうまくできない、興味や活動が偏るという特徴を持っていて、約100人に1人から2人存在すると報告されています。

典型的には1歳代で、人の目を見ることが少ない、指さしをしない、ほかの子どもに関心がない、などの様子が見られます。保育所や幼稚園に入ると、一人遊びが多く集団行動が苦手など、人との関わり方が独特なことで気付かれることがあります。言葉を話し始めた時期は遅くなくても、自分の話したいことしか口にせず、会話がつながりにくいことがしばしばあります。また、電車やアニメのキャラクターなど、自分の好きなことや興味のあることには、毎日何時間でも熱中することがあります。初めてのことや決まっていたことの変更は苦手で、なじむまでにかなり時間がかかることがあります。

幼児期に診断された場合には、個別や小さな集団での療育を受けることによって、コミュニケーションの発達を促し、適応力を伸ばすことが期待できます。また、療育を経験することによって、新しい場面に対する不安が減り、集団活動に参加する意欲が高まります。言葉によるコミュニケーションに頼りすぎず、視覚的な手がかりを増やすなどの工夫をすれば、子どもの不安が減り、パニックが少なくなることが期待できます。幼児期から成人期を通して、身近にいる親や配偶者が本人の特性を理解していることが重要です。

注意欠如・多動性障害(ADHD)

7歳までに、多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が現れ、そのタイプ別の症状の程度によって、多動・衝動性優勢型、不注意優勢型、混合型に分類されます。

小学生を例にとると、多動・衝動性の症状には、座っていても手足をもじもじする、席を離れる、おとなしく遊ぶことが難しい、じっとしていられずいつも活動する、しゃべりすぎる、順番を待つのが難しい、他人の会話やゲームに割り込む、などがあります。

不注意の症状には、学校の勉強でうっかりミスが多い、課題や遊びなどの活動に集中し続けることができない、話しかけられていても聞いていないように見える、やるべきことを最後までやりとげない、課題や作業の段取りが下手、整理整頓が苦手、宿題のように集中力が必要なことを避ける、忘れ物や紛失が多い、気が散りやすい、などがあります。

多動症状は、一般的には成長とともに軽くなる場合が多いですが、不注意や衝動性の症状は半数が青年期まで、さらにその半数は成人期まで続くとも報告されています。また、思春期以降になって、うつ症状や不安症状を合併する人もいます。

親をはじめとする家族がADHDに対する知識や理解を深め、本人の特性を理解することが、本人の自尊心を低下させることを防ぎ、自分を信じ、勉強や作業、社会生活への意欲を高めることにつながります。

学習障害(LD)

全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみが難しい状態を指し、それぞれ学業成績や日常生活に困難が生じます。こうした能力を要求される小学校2年生から4年生ころに成績不振などから明らかになります。その結果として、学業に意欲を失い、自信をなくしてしまうことがあります。有病率は、確認の方法にもよりますが2%から10%と見積もられており、読みの困難については、男性が女性より数倍多いと報告されています。

学習障害の子どもに対しては、教育的な支援が重要です。読むことが困難な場合は大きな文字で書かれた文章を指でなぞりながら読んだり、書くことが困難な場合は大きなマス目のノートを使ったり、計算が困難な場合は絵を使って視覚化するなど、それぞれに応じた工夫が必要です。親と学校が、子どもにある困難さを正しく理解し、決して子どもの怠慢のせいにならないで、適切な支援の方法について情報を共有することが大事です。

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

障害福祉サービスの利用負担額はどう決まる？

サービスを利用したら、原則として利用料の1割を利用者が負担します。ただし、利用者の負担が重くなりすぎないように、世帯の収入によって自己負担額の上限額が設定されています。そのほかにも、負担を軽減するさまざまな仕組みがあります。

利用者が負担する金額の上限について

障害福祉サービスを利用したときに、利用者が負担する金額を「利用者負担」といいます。利用者負担の上限額を設定する際の所得を判断する世帯の範囲は、18歳未満の障がいのある児童(施設に入所する18歳・19歳を含む)の場合には「保護者の属する住民基本台帳上の世帯」です。18歳以上の障がいのある方は「障がいのある方とその配偶者」です。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	町民税非課税世帯		0円
一般1	居宅・通所	町民税課税世帯 (利用者が18歳以上:所得割16万円未満) (利用者が18歳未満:所得割28万円未満)	9,300円 4,600円
		入所施設等	町民税課税世帯 (利用者が20歳未満:所得割28万円未満)
一般2	上記以外		37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)またはグループホーム利用者で、町民税課税世帯の場合は「一般2」に該当します。ただし、食材料費・おやつ代・交通費などの実費負担は利用者が支払うことになっています。

利用者負担の軽減措置について

高額障害福祉サービス費の支給

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給(償還払い方式)されます。

食費や光熱水費の実費負担の軽減

入所施設を利用している方に対して、食費や光熱水費を軽減するため補足給付が行われます。また、通所者の場合、所得によっては食材料費のみの負担となります。

グループホーム家賃の助成

障害福祉サービスのグループホームに入居している方(生活保護世帯・町民税非課税世帯)で家賃負担のある方に、月額1万円を上限として助成します。ただし、家賃負担が1万円未満の場合はその金額となります。

次回は障害福祉サービスと介護保険の関係について紹介します

